

補正票

【食品表示法施行に伴う変更点について】

2015（平成27）年4月から「食品表示法」が施行された。これは、これまで「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の3法に分かれていた表示を一元化したものである。同法の施行に加え、新たな機能性表示制度を創設し、アレルギー表示の一部改定、加工食品と添加物を対象とした栄養成分表示の義務化、機能性表示食品の導入等が変更された。

1. 食品表示基準

食品表示法では、食品を「加工食品」「生鮮食品」「添加物」に分け、内閣総理大臣によりその表示について規定している。

表1 一般用加工食品の表示（容器包装した加工食品、業務用加工食品は除く。）

表示義務	名称、保存方法、消費（賞味）期限、原材料名、添加物、内容量（固形量）及び内容総量、栄養成分量及び熱量、食品関連事業者の氏名及び住所、製造所（加工所）の所在地及び製造者
一部の食品における表示義務	特定原材料を含む食品の表示、アスパルテームを含む食品の表示、特定保健用食品の表示、機能性表示食品の表示、遺伝子組換え農作物とその加工食品の表示、乳児用規格適用食品の表示、原料原産地名の表示（一部の農作物・畜産物・水産物）、原産国の表示（輸入品）

2. アレルギー表示

食品表示法制度では、原材料ごとにアレルギー表示が必要な個別表示を原則として、例外的に一括表示を可能とした。

3. 保健機能食品の表示

機能性表示食品制度により「機能性表示食品」が追加された。

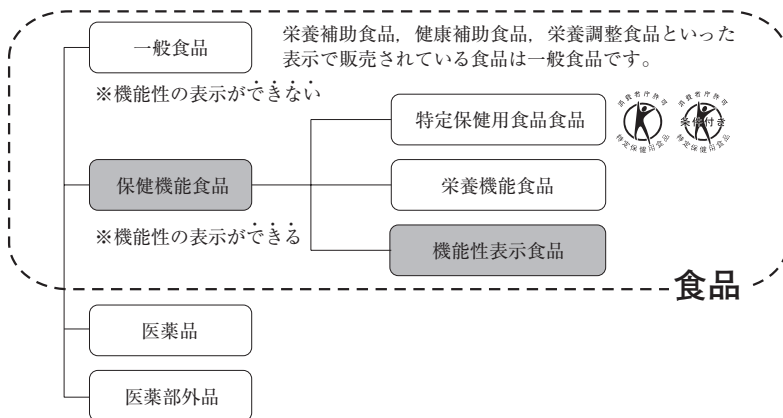


図1 「食品」の分類

出典：消費者庁「機能性表示食品って何？」消費者向けパンフレットより

表2 保健機能食品の概要一覧表

	特定保健用食品	栄養機能食品	機能性表示食品
制度	個別許可型，規格基準型（国が安全性，有用性を評価）	規格基準型（自己認証）	届出型（一定要件を満たせば事業者責任で表示）
表示	構造・機能表示，疾病リスク低減表示 例）おなかの調子を整えます	国が定めた栄養機能表示 例）カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です	事業者の責任で構造・機能表示 例）目の健康をサポート
	評価が個人の自觉による「疲労」「免疫」などの表示は認められない	骨，歯，皮膚などの部位に対する定められた栄養成分の機能を表示できる	「目」「脳」など効果を示す部位を表示できる
対象成分	食物繊維，オリゴ糖，ペプチド，乳酸菌など多数	※	ビタミン・ミネラルや成分を特定できないものは除く，トクホ成分との重複もある
対象食品	加工食品，錠剤・カプセル状食品	加工食品，生鮮食品，錠剤・カプセル状食品	加工食品，生鮮食品，錠剤・カプセル状食品
許可証票	あり	なし	なし

※ビタミンK，カリウム，n-3系脂肪酸が追加された

4. 機能性表示食品の表示

表示義務	<p>・機能性表示食品である旨・科学的根拠を有する機能性関与成分及び該当成分または該当成分を含有する食品が有する機能性・栄養成分の量及び熱量・1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量・1日当たりの摂取目安量・届出番号・食品関連事業者の連絡先・機能性及び安全性について，国による評価を受けたものでない旨・摂取の方法・摂取をする上での注意事項・バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言・調理または保存の方法に関し特に注意を必要とするものにおいて当該注意事項・疾病の診断，治療，予防を目的としたものでない旨・疾病に罹患している者，未成年者，妊産婦及び授乳婦に対して訴求したものでない旨，疾病に罹患している者は医師，医薬品を服用している者は医師，薬剤師に相談した上で摂取すべき旨・体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨</p>
------	---

5. 栄養強調表示

(1) 相対表示（コーデックス導入）

- ・栄養強調表示をするための要件：低減された旨の表示をする場合（熱量，脂質，飽和脂肪酸，コレステロール，糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示をする場合（たんぱく質及び食物繊維）には，基準値以上の絶対差に加え，新たに25%以上の相対差が必要である。
- ・絶対差の計算方法：強化された旨の表示をする場合（ナトリウムを除くミネラル類，ビタミン類）には，「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて，栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差（固体と液体の区別なし）が必要である。

(2) 無添加強調表示（コーデックス導入）

食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）は，それぞれ一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。
(平成28年1月作成)